秋田市告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道距種	路の 別	旧新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市	道	田	新中島 大野線	秋田市仁井田字新中秋田市仁井田字大		874. 2	5. 00 ~ 20. 80
		新	新中島 大野線			491.3	5. 00 ~ 20. 80

2 区域変更および供用開始の期日 令和6年2月13日

3 縦覧期間

令和6年2月9日から同年3月1日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで